

令和 5年 3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月1日(水)～13日(月) 13日間)

会期	月	日	曜	区 分	開議時刻	摘 要
第1日	3	1	水	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決(人事案・付託案件)
第2日	3	2	木	考 案 日		
第3日	3	3	金	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	3	4	土	休 会		閉 庁
第5日	3	5	日	休 会		閉 庁
第6日	3	6	月	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	7	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	3	8	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	9	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	10	金	予 備 日		・議案等整理 中学校卒業式
第11日	3	11	土	休 会		閉 庁
第12日	3	12	日	休 会		閉 庁
第13日	3	13	月	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和5年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和5年3月1日(水) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
4	篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について	総務建設 常任委員会
5	篠栗町男女共同参画推進条例の制定について	総務建設 常任委員会
6	こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
7	篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
8	篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
9	篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
12	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	篠栗町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
14	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
15	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
16	篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
17	篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
18	篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
19	字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について	文教厚生 常任委員会
20	町道の認定について	総務建設 常任委員会
21	町道の路線変更について	総務建設 常任委員会
22	令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について	予算 特別委員会
23	令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
24	令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
25	令和5年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
26	令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
27	令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
28	令和5年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
29	令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

令和5年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和5年3月3日(金) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	6番	田辺 弘之	議員

令和5年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和5年3月13日(月)午前10時開議

- 第1, 議案第4号 篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第2, 議案第5号 篠栗町男女共同参画推進条例の制定について
- 第3, 議案第6号 こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第4, 議案第7号 篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第8号 篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第9号 篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第10号 篠栗町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第11号 篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第13号 篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第14号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第15号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第16号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14, 議案第17号 篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15, 議案第18号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16, 議案第19号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第17, 議案第20号 町道の認定について

- 第18, 議案第21号 町道の路線変更について
- 第19, 議案第22号 令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について
- 第20, 議案第23号 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第21, 議案第24号 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第22, 議案第25号 令和5年度篠栗町一般会計予算について
- 第23, 発議第3号 議案第25号令和5年度篠栗町一般会計予算に対する附帯決議について
- 第24, 議案第26号 令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第25, 議案第27号 令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26, 議案第28号 令和5年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第27, 議案第29号 令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第28, 発議第1号 篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第29, 発議第2号 篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和5年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月1日(開会)

令和5年 第1回 定例会 会議録

日時 令和5年3月1日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	栗原俊孝	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	松岡秀策
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	生野崇
係長	水江伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和5年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、12番、荒牧泰範議員、1番、岩下勝正議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの13日間にしたいと思います。

これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの13日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第3号から議案第29号までの計27議案でございます。

それでは、議案第3号から議案第29号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り、誠にありがとうございました。

寒い冬も終わり、今日から3月でございます。草木の芽吹きを実感する春がやってきました。もうすぐ、篠栗の山々が1番映える濃淡色とりどりの緑に包まれる季節となることでしょう。

それでは、令和5年度の施政方針について、しばらくお時間をいただき述べたい

と思います。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻からはや1年が経過いたしました。国際秩序は混迷から脱したとは言いがたく、いつ、どこで何が勃発してもおかしくないような状況が続いております。我が国の周辺諸国においても同様でございます。ウクライナ・ロシアともに、多くの尊い人命が失われている現実を我々も直視しなければなりません。

1986年3月25日に非核・恒久平和宣言をしている篠栗町として、この戦争の早期解決と全人類の願いであるはずの世界平和と国際秩序の維持を願って、日本国として世界平和のためにさらなる力を発揮するよう、国に求めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大の恐怖に立ち向かった3年間はもうすぐ終息しようとしております。3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねられることになり、5月8日には感染症法の位置づけが2類から5類へ移行されることも決定いたしました。いよいよWITHコロナの時代に入っております。

篠栗町において、ワクチン接種に御尽力いただきました町内医療機関の先生方に改めて深甚なる敬意を表しますとともに、ワクチン接種に対して、御理解をいただき積極的に接種を受けていただきました町民の皆様に感謝いたします。

今後も、国の方針に則り、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じレベルの病気として、しっかりと町民の皆様の意識に浸透するよう、町としても、うがいやこまめな手洗いなど、日々の備えについての広報をしっかりと継続してまいります。

そうしたなか、福岡県町村会では、昨日開催されました定期総会において、「我々を取り巻く環境は、変異を繰り返す新型コロナウイルス感染症流行の長期化、国際情勢の不安定化に伴う経済の低迷、物価高騰など、国民生活及び社会経済活動に極めて深刻な影響をもたらしている。加えて、近年多発する自然災害に鑑み、コロナ対策をはじめ、災害からの復旧・復興の支援対策の充実に努めるとともに、住民の生活、財産を守るために、防災、減災対策のさらなる推進を図り、安全・安心な暮らしの確保とコロナ禍・コロナ後社会を見据えた社会の構築を国と地方が総力をあげて取り組んでいかなければならない。今後も、町村が自主的自律的に様々な施策を展開しうるよう、地方5団体等関係団体とも協調しながら、総意を結集して全力を尽くす決意」であるとして、

1、デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生のさらなる推進を図ること。

1、情報通信基盤とネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進すること。

1、地域から脱炭素化を図ること。

など、17項目の決議を行いました。

私は、1月3日の西日本新聞朝刊の春秋の「全国1,700余りの自治体を、国はどのような未来へ連れていくのか。」という文章を受けて、1月4日仕事始め式で職員に次のことを話しました。「国に連れていってもらった時代はもはや終わったのではない。いまや各省が、商店の店先よろしく、こぞって色々な新しい品揃えを試みます。そうしたなかから、私たちは、感度いいアンテナを張りめぐらし、我が町に合った政策や、国が支援する事業を取り込んで、篠栗町フォームにカスタマイズして、先進事例をつくり上げる。もう他の自治体の事例を追うときではない気がしています。

私の敬愛する稲盛和夫氏は、盛和塾という勉強会のなかで、「中小企業の社長は、まず、社員とその家族の生活を守らないかん。その上で、社業の発展のために、『ど真剣に』仕事に取り組まないかん」と、度々力強く話します。一方私たち（役場職員）は、町民の皆様の納税のおかげで、今の立場を将来にわたって安定的に維持することを約束されている身です。町長が、従業員170名の会社「篠栗町」の経営者とすれば、いの一に頭に置かなければいけない職員とその家族の生活の安定は、町民の皆様が考えてくれている。これほどありがたいことはない。そう考えるならば、「私は、そして私たち篠栗町に奉職する職員は、これまで以上に『ど真剣に』仕事に取り組む余力を持っているのではないか。今まで小出しにし過ぎているのではないか」と思うに至りました。「全国1,700余の自治体を国はどのような未来に連れていくのか。」の言葉を考えたとき、国に連れていかれなくてもいい、わが篠栗町が全てにおいて先進地として、新たな取り組みを重ねていく。その力を十分に私たちは蓄えてきた。これから数年は、それを一気に爆発させて「福岡県篠栗町ここにあり」と全国にその名を轟かせるときがすぐそこまできている気がします。

「カーボンニュートラルへの取り組み」「都市計画区域内の積極的な開発」「少子化に立ち向かう新たな扶養政策と教育政策」、そうした課題を皆さんとともに『ど真剣』に考え、形にしていこうではありませんか。

これまで以上に私は、職員の皆様に細かく発信し、新たな取り組みの可能性を投げかけ、職員の皆さんとともに成功事例をつくり上げようと思います。

2023年は篠栗町の「持続可能なまちづくり」から「間違いなく持続するまちづくり」への元年としたいと考えます。今年1年どうぞよろしくお願いいたします。

「何事も『ど真剣に』取り組みましょう。」と宣言いたしました。

令和5年度から第7次篠栗町総合計画をスタートさせます。これからの5年間の「まちづくり未来チャート」です。キーワードは、「人と人、人と自然がつながる喜びのまち」です。第6次総合計画篠栗町の「篠栗みんなの羅針盤」として、5年間取り組んできた成果や新たな課題を振り返り、新たな時代や社会状況に即した独創的と実効性のある「未来チャート」として策定したものであります。子どもたちが親世代となる20年～30年先も見据えつつ、篠栗町のまちづくりの「ビジョン」として、今後のまちづくりの指針として策定したものであります。これからの5年間、町民の皆様と一緒に、しっかりとかたちにしてまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中心施策であります「篠栗北地区産業団地開発事業」はいよいよ進出企業による工場建設工事が一部始まりました。三つの工場が操業開始に向けて急ピッチで準備を進めています。個性ある様々な食品系工業団地の形成と、それらを目当てに人の行き来を演出する未来志向のシンボルゾーンが形成されることを楽しみにしております。今年の秋には第1回目の創業祭を行い、人の行き来する新たな篠栗町のキーステーションとしての発信をスタートいたします。本日、この機会に初めて「篠栗北地区産業団地」を「IRUGASAS（イルガーサ）」と命名したことを発表いたします。今年度も引き続き、カーボンニュートラルや、新たな農業に向けた取り組み、町民がしっかりと絆を深められるような自治会の在り方への改革等、篠栗町の将来の道筋をつけるために、様々な取り組みを全力で推進することとしておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

では、令和5年度事業について、課ごとに取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。議会事務局におかれては、さらなる先進的な議会を目指して、情報収集に力を入れ、今回の改選を機にさらに開かれた議会となるよう支援いただきたいと願っております。また、一昨年新設の監査委員事務局も独立した機能をしっかり果たしていただいております。今後とも、丁寧かつ適正な監査と、各課の業務指導をお願いできるものと思っております。

総務費といたしまして、総務費では、総務課、財政課、財産活用課、まちづくり課、会計課、税務課、収納課、住民課が関わっております。

総務課では、自治会の活性化を図るための施策を検討することとしております。

そのため、令和5年度は多様な立場の住民が参加して意見交換をする準備会議を立ち上げます。また、災害対策・消防団機能の強化、充実を図り町民の安心・安全のための取組を更に進めてまいります。

財政課についてでございます。財政課では、町で実施する全ての入札を電子入札へと移行します。インボイス制度開始の対応をしっかりと行い、町の関係業者の皆様にご迷惑のかからないよう、まず、職員への研修を徹底いたします。また、町職員として知っておくべき財政に関する基礎的な知識の習得を目指し、採用から3年目までの職員を対象に実施します。

財産活用課では庁用車への入れ替えに際して、電気自動車への転換を行います。また、立体駐車場の管理委託の更新時期にあたり、現金でも支払えるように変更するなど、利便性を高めます。マイナポータルを活用して町民の皆様への利便性の向上を図ります。

まちづくり課においては引き続き、篠栗北地区産業団地におけるまちづくりのブランドデザインの構築を進めて、秋の第1回創業祭をはじめ、様々な機会を設けてイベントを行う体制づくりを進出企業や商工会観光協会と一緒に取り組みます。令和4年度2億円を超えたふるさと寄附金は、返礼品のメニュー開発及び出店サイトの増強を進め、3億8,000万円、中期財政計画に基づく目標でございますが、それを目標に推進いたします。

会計課におきましては、指定金融機関窓口1名体制となりました。将来は、指定金融機関からの要望の強い、窓口廃止も視野に入れた公金取り扱い手段の多様化を模索してまいります。

税務課・収納課につきましては、令和5年度開始する地方税統一QRコード利用による納税への対応準備に取り組むなど、自治体DX推進の観点から、様々なキャッシュレス納税サービスを推進してまいります。また、確定申告における電子申告もさらに推進いたします。

住民課でございます。令和5年度は、田中区を中心として、庄区・新町区の一部にわたる区域について、住居表示を実施いたします。また、2月16日現在で、68.5%の交付率となっているマイナンバーカードの交付率100%を目指し、休日開庁、夜間開庁を継続して実質実施いたします。

民生費、衛生費でございます。民生費、衛生費は福祉課、こども育成課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、福岡工業大学との共同研究事業として、令和3年度から開始している「ささぐり元気もん活動」を継続し、参加者の運動能力に応じたコース

を分けた介護予防教室を実施いたします。

こども育成課では、新たに定員140人規模の「認定こども園篠栗どろんこ保育園」が開園し、一時預かり事業も行います。また、学校や家以外の子どもの居場所支援のための「子どもの居場所支援事業」を新規に取り組むとともに、コロナで途絶えていた「放課後子ども教室」も再開いたします。あわせて、「家庭支援事業」として、生活の支援、親子関係の構築に向けた支援事業をスタートいたします。

次に、健康課について申し上げます。町民の皆様から希望の多かったオアシス篠栗のお風呂を4月26日から再開いたします。母子保健において子育て支援のさらなる充実を目指し、出産・子育て応援交付金事業・産後ケア事業に取り組みます。新型コロナウイルス感染症対策については、接種推進室を閉じ、母子保健係にて継続して行ってまいります。

都市整備課環境係が所管するカーボンニュートラルに向けた取組みを着実に展開してまいります。令和5年度は、篠栗町脱炭素ロードマップの作成と公共施設へのオンサイトPPA事業を急ぎます。町内でも徐々に増えつつある空き家対策を解消するための条例も制定いたします。クリーンパークに建設予定の次期処理施設は、令和5年度に業者を決定するというスケジュールで事業を進めるとともに、地元対策として行う予定の周辺整備計画協議を固めてまいります。

農林水産業費・商工費、所管であります産業観光課の取組みについて申し上げます。春らんまんハイキング2023年を開催いたします。また、林業振興のため、継続事業として工事を行っておりました小葉山線林道が令和6年3月に開通することにより、林業振興による萩尾地区の活性化を目指します。消費者行政については福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、今後も「かすや中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。商工観光係を充実し、さらなる観光推進に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。和田・津波黒地区の都市計画協議を完了させ、国道201号線沿線の開発が円滑に進むようにいたします。災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取組みを行うこととしております。令和5年度も区からの要望を聞きながら優先順位を決めて実施いたします。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。学校教育課でございます。幼・保、小・中一貫教育と、共育、「共に教育する」の「育」でございますが、共育（ともいく）の推進に取り組めます。教員の働き方改革につながる、生徒のスポ

ーツ・文化活動の最適化を図るため、令和4年第4回定例会にて制定いたしました条例に基づき、部活動の地域移行の推進を行います。小中学校におけるさらなるデジタル教材の導入と、教員サポート体制の充実を図ります。

社会教育課では、社会教育委員との連携を深め、青少年健全育成推進事業を体系化し、年度を通して篠栗・勢門・北勢門校区が同じ方向性を持って取り組みを進められるよう改革いたします。各種講演会や研修会、スポーツイベントなど、今後も感染対策をしっかりと講じて、大勢の町民の皆様にご参加いただけるよう努力してまいります。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和2年度から施設・管路更新の5ヶ年計画を進めていますが、令和5年度は、和田・乙犬地区の配水管更新工事を継続して進めます。老朽化している第1浄水場の更新事業は、設計・施工に向けた調査業務を行うとともに、用地取得のための鑑定等準備作業を行います。以上、令和5年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。

諸施策取組に当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。詳細は、当初予算特別委員会において御説明いたします。

私自身もこれまでどおり、自らが率先して関係方面との折衝・対応に当たり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き篠栗町の発展のためにご尽力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第3号から議案第29号までの27議案について説明をいたします。

議案第3号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本議案は、現委員の西 宏円氏が、令和5年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者として西 邦彰氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第4号は「篠栗町個人情報保護法施行条例の制定について」であります。本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。制定の主な内容は、個人情報保護条例において定められている規定が、個人情報の保護に関する法律により全国統一的な規定として適用されることから、法に条例委任されている事項等を本条例で規定するものであります。

議案第5号は「篠栗町男女共同参画推進条例の制定について」であります。本議

案は、篠栗町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、本条例の制定をするものであります。制定の主な内容は、男女共同参画社会を実現するための基本構想を定め、町、町民、自治組織、教育に携わる者、事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めるものであります。

議案第6号は「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。本議案は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の規定を整理するため、本条例を制定するものであります。制定の内容は、法律から引用している条項の整合を図るものであります。

議案第7号は「篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び篠栗町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、篠栗町個人情報保護条例を廃止することから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、本条例中、篠栗町個人情報保護条例で規定されている事項について、篠栗町個人情報保護法施行条例及び篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例で新たに規定されるものに改正を行うものであります。

議案第8号は「篠栗町印鑑条例及び篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、印鑑登録証明書及び住民票のコピー交付利用について、マイナンバーカードのみの利用としているところを、スマートフォン搭載の電子証明書でも利用できるように変更するものであります。

議案第9号は「篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本条例は、篠栗町地域防災計画の改定により、篠栗町災害対策本部の組織体制を見直すことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、災害対策本部を本部会議及び本部運営室に見直すとともに、その組織の機能や役割を明確化するものであります。

議案第10号は「篠栗町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、公益的法人等への再任用職員についても派遣できるようにすること、及び、派遣団体として、一般社団法人篠栗町観

光協会を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は「篠栗町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、議会議員の報酬は、平成9年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に、社会経済情勢は大きな変化を見せていること等に伴い、報酬額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。なお、篠栗町特別職給料等審議会条例第2条の規定に基づき、あらかじめ篠栗町特別職給料等審議会の意見を聴取しております。

議案第12号は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、監査委員の報酬は、代表監査委員については、平成26年4月1日以降、議会選出監査委員については、平成10年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に社会経済情勢は大きな変化を見せ、その職責は重さを増していること、また、糟屋地区内での均衡を図ることに伴い、報酬額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は「篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本条例は、常勤の特別職の給料は、平成9年4月1日以降、額の改定が行われておらず、その間に、社会経済情勢は大きな変化を見せ、その職責は重さを増していること、また、糟屋地区内での均衡を図ることに伴い、給料額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。なお、篠栗町特別職給料等審議会条例第2条の規定に基づき、あらかじめ篠栗町特別職給料等審議会の意見を聴取しております。

議案第14号は「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、国民健康保険税の「賦課限度額」について、後期高齢者支援金分を2万円引き上げるものであります。また、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平均平等割額を軽減する「所得判定基準」について、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万5,000円引き下げるものであります。

議案第15号は「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する、狂犬病予防法の特例の適用により簡素化さされる犬の登録の登録事務に係る手数料について、無料とする必要があり所定の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでありま

す。

議案第16号は「篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町総合保健福祉センターのカラオケルームを授乳室へ変更することに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、室使用料の表に定めるカラオケの項を削除するものであります。

議案第17号は、「篠栗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、障がい者施設等に入所した場合の特例を規定するものであります。

議案第18号は「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備する本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

議案第19号は「字の区域及び区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定をするため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は「町道の認定について」であります。本議案は、宅地開発により造成された道路及び認定基準に適合する既存道路を新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。認定路線名は、「津波黒地区37号線」、「高田地区31号線」、「乙犬地区37号線」、「篠栗地区61号線」及び「篠栗地区62号線」であります。

議案第21号は「町道の路線変更について」であります。本議案は、宅地開発により、既存道路の終点延長及び幅員が変更となるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更路線名は、篠栗地区24号線であります。

議案第22号から議案第24号までの3議案は「令和4年度補正予算」であります。

議案第22号は「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」であ

ります。当該補正予算は、令和4年度篠栗町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ8,795万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ125億3,450万1,000円とするものであります。

まず歳入につきましては、法人事業税交付金を1,800万円、地方消費税交付金を7,000万円、環境性能割交付金を100万円、地方交付税を4,881万3,000円それぞれ追加し、国庫支出金を7,743万6,000円、県支出金を3,069万5,000円それぞれ減額して、財産収入を1,100万5,000円、寄附金を4,100万8,000円、諸収入を626万4,000円、それぞれ追加するものであります。

次に、歳出の減額補正については、主に事業費の確定・入札残・経費節減等の執行残及び人件費によるものであります。

主な歳出につきましては、

総務費において、財産管理費として、光熱水費を1,200万円減額し、企画費として、ふるさと寄附金返礼品1,600万円、ふるさと寄附金支援業務委託料572万円をそれぞれ追加し、情報政策費として、委託事業交付金1,135万9,000円を減額するものであります。

民生費において、障害者福祉費として、補装具給付100万円、児童福祉費として、国庫支出金返還金120万6,000円をそれぞれ追加し、児童福祉振興費として、児童手当1,090万円を減額し、児童育成事業費として、放課後児童健全育成事業費補助金125万円を追加するものであります。

衛生費においては、予防費として、予防事業委託料2,084万6,000円を減額し、総合保健福祉センター運営費として、防災監視盤及び非常放送アンテナ架更新工事962万2,000円を追加し、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、予防事業委託料2,441万3,000円、事業運営委託料1,988万円をそれぞれ減額し、国庫支出金返還金115万4,000円を追加し、塵芥処理費として須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金6,239万1,000円を減額するものであります。

また、諸支出金においては、基金費として財政調整基金利子積立金等、3億5,147万2,000円を追加するものであります。

最後に、繰越明許費については、戸籍情報システム改修業務委託ほか4事業につきまして、総額4,683万4,000円を追加するものであります。

議案第23号は「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。当該補正予算は、令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計

補正予算に、歳入歳出それぞれ666万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,826万円とするものであります。

内容は、歳出では、実績見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を666万6,000円の増額補正。

歳入では、後期高齢者医療保険料のうち特別徴収保険料を375万4,000円の増額補正し、普通徴収保険料を、476万8,000円の増額補正のほか予算整理を行うものであります。

議案第24号は「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、消費税及び地方消費税の補正により、第3条収益的収入及び支出において、支出に800万円を追加し、収入的収益的支出の総額を8億5,460万2,000円とし、収益的支出額に対し1,268万5,000円の黒字予算とするものであります。

議案第25号から議案第29号までの5議案は、令和5年度の各会計の当初予算であります。

議案第25号は「令和5年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は111億1,489万2,000円で、前年度当初予算に対し4億8,400万7,000円、4.6%の増額となっております。

主な増額の要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、障がい者福祉及び児童福祉サービスに係る経費や、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増額分などであります。なお、令和5年度の予算編成につきましては、新たに策定いたしました第7次総合計画を踏まえ、限られた歳入財源を有効に利用できる事業等を選択し、歳出削減に努めております。それでは、歳入歳出の主なものを御説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、まず、町税は、たばこ税などにおいて増収を見込んで、対前年度比5,393万8,000円増の33億8,714万円を計上するものであります。次に、地方交付税は、対前年度比6,611万5,000円増の20億6,566万5,000円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、新型コロナウイルス関連の減額等で対前年度比5,691万8,000円の減の16億2,924万6,000円を計上するものであります。

次に、県支出金は、障がい者福祉及び児童福祉費のサービスに係る県費負担金などにより対前年度比9,027万5,000円増の10億5,404万7,000円を計上するものであります。

次に、寄附金は、ふるさと納税寄附金を対前年度比1億8,750万円増の3億8,750万円を計上するものであります。

最後に、町債は、臨時財政対策債の減額等に伴い対前年度比1,008万9,000円減の2億2,123万8,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものにつきましては、

総務費において、行政事務包括委託料2億6,413万8,000円、ふるさと納税寄附金返礼品1億5,500万円、篠栗北地区産業団地看板設置工事1,234万4,000円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託等1,292万2,000円、選挙運動公費負担金1,198万4,000円など、前年度比1億6,300万4,000円増の18億544万7,000円を計上するものであります。

次に、民生費におきましては、県介護保険広域連合費3億3,959万7,000円、自立支援サービス給付費9億5,480万円、予防事業委託料2,107万5,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億5,902万1,000円、児童運営費委託料10億8,851万8,000円、子どもの居場所支援整備事業補助金1,296万1,000円、児童館等業務指定管理料9,426万4,000円、児童館空調設備更新工事2,970万円、放課後児童健全育成事業費補助金2,548万円など、前年度比2億9,796万6,000円増の42億9,586万4,000円を計上するものであります。

次に、衛生費においては、出産・子育て応援交付金3,000万円、予防事業委託料1億889万2,000円、オアシス篠栗地下駐車場泡消火設備改修工事1,903万円、塵芥等収集運搬費2億1,097万6,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4億1,950万7,000円など、前年度比2,658万9,000円減の、12億8,928万円を計上するものであります。

次に、農林水産業費においては、調査委託料2,618万円など、前年度比49万7,000円減の1億7,279万6,000円を計上するものであります。

次に、商工費においては、プレミアム付商品券補助金1,000万円など、前年度比2,474万7,000円増の1億517万9,000円を計上するものであります。

次に、土木費においては、道路改良工事1億500万円など、前年度比8,709万6,000円増の、4億957万9,000円を計上するものであります。

次に、消防費においては、備品購入費5,722万8,000円、粕屋南部消防本部分担金3億2,742万1,000円など、前年度比876万7,000円減の4億7,526万1,000円を計上するものであります。

次に、教育費においては、学校給食費補助金 885 万 5,000 円、大規模改修・修繕工事 2,037 万 2,000 円、備品購入費 2,154 万 3,000 円など、前年度比 3,058 万 8,000 円増の、10 億 1,666 万 3,000 円を計上するものであります。

次に、公債費においては、起債元金及び利子償還費用として、前年度比 1 億 532 万 6,000 円減の 7 億 570 万 1,000 円を計上するものであります。

次に、諸支出金においては、特別会計等への繰出金 6 億 6,478 万円など、前年度比 1,214 万 9,000 円増の 7 億 172 万 1,000 円を計上するものであります。

また、債務負担行為について、令和 5 年度から令和 12 年度に立体駐車場管理業務委託 5,544 万円を計上するものであります。

最後に、地方債については、臨時財政対策債のほか 6 つの事業債を総額 2 億 2,133 万 8,000 円計上するものであります。

議案第 26 号は「令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

当該予算は、歳入・歳出予算総額 27 億 8,605 万 5,000 円で、前年度当初予算額に対し 0.4% 増となっております。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税 5 億 1,749 万 7,000 円、県支出金 19 億 8,103 万 2,000 円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費 19 億 3,997 万 9,000 円、国民健康保険事業費納付金 7 億 5,677 万 6,000 円を計上いたしております。

議案第 27 号は「令和 5 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

当該予算は、歳入・歳出予算総額 4 億 8,577 万 5,000 円で、前年度当初予算額に対し約 8.3% の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 3 億 5,631 万円、一般会計繰入金 1 億 2,945 万 8,000 円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 6,454 万 9,000 円を計上いたしております。

議案第 28 号は「令和 5 年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入 7.8% 増、支出 1.3% 減となり、資本的収入 2.6% 増、支出 2.6% 減となっております。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入6億4,055万3,000円、同支出5億5,080万6,000円で、8,974万7,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、水道使用料5億7,466万9,000円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費1億9,915万2,000円、支払利息887万7,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入2億2,460万円、同支出3億8,345万6,000円で、1億5,885万6,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等1億5,885万6,000円で補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債2億2,460万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費2億5,447万4,000円、企業債償還金1億2,898万2,000円を計上いたしております。

議案第29号は「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入3.3%増、支出4.4%増となり、資本的収入0.4%減、支出2.3%増となっております。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入8億9,606万3,000円、同支出8億8,534万4,000円で、1,071万9,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料5億827万9,000円、他会計負担金1億2,500万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金2億7,684万4,000円、支払利息9,346万7,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入4億1,695万8,000円、同支出5億8,861万8,000円で、1億7,166万円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等1億7,166万円を補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債2億8,910万円、他会計負担金1億2,500万円。

支出の主なものとしたしましては、建設改良費 1,551 万 8,000 円、流域下水道建設負担金 4,844 万 9,000 円、企業債償還金 5 億 2,465 万 1,000 円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。質疑はありますか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第 4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第 3 号から議案第 29 号までの 27 議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第 3 号は、人事案件ですので委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第 4 号から議案第 21 号までの 18 議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設・文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第 22 号から議案第 29 号までの予算関連 8 議案につきましては、議長を除く 11 人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、7 番、栗須信治議員、副委員長は、5 番、古屋宏治議員です。

日程第 5、議案第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

はい、福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議案の説明をいたします。

議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法昭和24年法律（第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所 糟屋郡篠栗町中央3丁目16番7号

氏名 西 邦彰

生年月日 昭和30年3月19日

令和5年3月1日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員西宏円氏が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

履歴書等につきましては、次ページに記載しておりますので御参照ください。

なお、任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日まででございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時00分